

香川県立アリーナ規則をここに公布する。

令和4年10月19日

香 川 県 教 育 委 員 会

## 香川県教育委員会規則第9号

香川県立アリーナ規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県立アリーナ条例（令和4年香川県条例第26号。以下「条例」という。）第2条、第4条第5項及び第10条の規定に基づき、香川県立アリーナ（以下「県立アリーナ」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 県立アリーナの次に掲げる施設を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。

- (1) メインアリーナ
- (2) サブアリーナ
- (3) 武道施設
- (4) メインアリーナ交流エリア
- (5) 会議室
- (6) トレーニングルーム
- (7) 特別観覧室
- (8) 控室
- (9) ホワイエ

2 駐車場及び駐輪場を利用することができる時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、駐車場に入場し、又は駐車場から出場することができる時間は、午前8時から午後10時までとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、第1項又は前項に規定する時間を変更することができる。

(休業日)

第3条 前条第1項各号及び第2項に掲げる施設を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、前条第1項各号若しくは第2項に掲げる施設を利用することができない日を変更し、又は前条第1項各号若しくは第2項に掲げる施設を利用することができない日を設けることができる。

(利用の許可を要する施設)

第4条 県立アリーナのうち条例第2条（条例第4条第6項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、第2条第1項各号に掲げる施設及び駐車場（武道施設、メインアリーナ交流エリア、トレーニングルーム、ホワイエ及び駐車場については、専用利用の場合に限る。）とする。

(施設の利用)

第5条 条例第2条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、香川県立アリーナ利用申請書（第1号様式）を、教育委員会が別に定める期間内に、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1) 県立アリーナの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 県立アリーナの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 県立アリーナの利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、県立アリーナの管理上支障があると認められるとき。

3 利用許可には、県立アリーナの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 武道施設又はトレーニングルームを個人利用により利用しようとする者は、香川県立アリーナ個人利用券又は香川県立アリーナ個人利用回数券により利用することができる。

(利用の許可の変更)

第6条 利用許可を受けた者は、条例第2条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、香川県立アリーナ利用変更申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、変更許可について準用する。

(利用の中止の届出)

第7条 利用許可を受けた者は、施設の利用を中止しようとするときは、香川県立アリーナ利用中止届（第3号様式）を教育委員会に提出しなけ

ればならない。

(使用料)

第8条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立アリーナの項に規定する教育委員会規則で定める額並びにメインアリーナ、サブアリーナ又は武道施設の準備又は撤去のために使用する場合、施設を分割して使用する場合、午前、午後その他使用時間を分割して使用する場合、午前9時前又は午後9時後の時間において使用する場合その他教育委員会規則で定める場合の使用料並びに電気特別使用料及び水道特別使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(使用料の納付時期)

第9条 利用許可を受けた者は、利用しようとする日（2日以上継続して利用しようとする場合は、その初日。以下同じ。）の10日前までに、使用料（別表第2に規定する使用料を除く。次項及び第3項において同じ。）を納付しなければならない。ただし、メインアリーナに係る全面利用の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 メインアリーナに係る全面利用の許可を受けた者は、教育委員会が指定する日までに、使用料（メインアリーナと併せて利用する施設の使用料を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額に100分の30を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する使用料を納付しなければならない。

3 メインアリーナに係る全面利用の許可を受けた者は、利用しようとする日の1月前までに、使用料の額から前項の規定により納付した額を控除した残額に相当する使用料を納付しなければならない。

4 利用許可を受けた者は、教育委員会が別に定める日までに、別表第2に規定する使用料を納付しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、教育委員会は、やむを得ないと認めるときは、別に納付時期を指定することができる。

(使用料の還付)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額の使用料を還付する。

(1) 天災地変その他利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合 全額

(2) 利用しようとする日の10日前までに、利用許可（メインアリーナに係る全面利用の許可を除く。）を受けた者から第7条の規定による届出があった場合 全額

(3) 利用しようとする日の1月前までに、メインアリーナに係る全面利用の許可を受けた者から第7条の規定による届出があった場合 前条第3項の規定により納付された使用料の額の全額

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は教育委員会の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第5条第3項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(行為の禁止等)

第12条 県立アリーナにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 県立アリーナの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる行為
- (2) 県立アリーナの施設、設備又は器具を損傷するおそれがあると認められる行為
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (4) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐停車すること。
- (5) 無断で物品の販売その他の営業行為をすること。
- (6) 無断で募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (7) 無断ではり紙若しくははり札をし、又は無断で広告を表示すること。
- (8) 他人に迷惑をかける行為又は危害を及ぼすおそれのある行為
- (9) その他県立アリーナの管理上支障があると認められる行為

2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為をし、又はするおそれがある者については、県立アリーナへの入場を拒否し、又は県立アリーナからの退去を命ずることができる。

(原状回復)

第13条 利用許可を受けた者は、施設の利用を終了したとき、又は第11条の規定により利用許可若しくは変更許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

2 利用許可を受けた者は、前項の規定による原状回復をしたときは、その旨を教育委員会に届け出て、その点検を受けなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用許可を受けた者は、その責めに帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

2 県立アリーナの施設、設備若しくは器具を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理の基準等)

第15条 条例第4条第5項の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に県立アリーナの運営を行うこと。

(2) 県立アリーナの維持管理を適切に行うこと。

(3) 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 条例第4条第5項の教育委員会規則で定める業務は、県立アリーナの維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 県立アリーナの指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第5条第2項、第11条及び第12条第2項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 県立アリーナの管理を指定管理者に行わせることとした場合における第2条、第3条、第5条第1項及び第4項、第6条第1項、第7条、第12条第1項、第13条、前条並びに第17条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

(利用料金)

第16条 条例別表に規定する教育委員会規則で定める利用料金の上限額は、別表第2のとおりとする。この場合において、同表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、県立アリーナの管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第16条及び別表第2は、公布の日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

1 メインアリーナ、サブアリーナ及び武道施設の使用料

(1) 専用利用の場合

施設の名称	時間 区分	使用料の額				
		午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時前又は 午後9時後にお いて利用する場 合1時間につき
メインアリーナ	平日					
	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合	513,000円	171,000円	171,000円	171,000円	53,440円
	入場料を徴収しない場合	121,200円	40,400円	40,400円	40,400円	12,630円
	アマチュアスポーツ以外の場合					
	入場料を徴収する場合	1,916,100円	638,700円	638,700円	638,700円	199,590円
	入場料を徴収しない場合					
	営利を目的とする場合	1,029,300円	343,100円	343,100円	343,100円	107,220円
	営利を目的としない場合	651,900円	217,300円	217,300円	217,300円	67,910円
	休日等					
	アマチュアスポーツの場合					
	入場料を徴収する場合	615,600円	205,200円	205,200円	205,200円	64,130円
	入場料を徴収しない場合	121,200円	40,400円	40,400円	40,400円	12,630円
	アマチュアスポーツ以外の場合					
	入場料を徴収する場合	2,299,200円	766,400円	766,400円	766,400円	239,500円
入場料を徴収しない場合						
営利を目的とする場合	1,235,100円	411,700円	411,700円	411,700円	128,660円	

サブアリーナ	営利を目的としない場合	782,400円	260,800円	260,800円	260,800円	81,500円
	平日					
	アマチュアスポーツの場合					
	入場料を徴収する場合	135,000円	45,000円	45,000円	45,000円	14,060円
	入場料を徴収しない場合	40,800円	13,600円	13,600円	13,600円	4,250円
	アマチュアスポーツ以外の場合					
	入場料を徴収する場合	666,300円	222,100円	222,100円	222,100円	69,410円
	入場料を徴収しない場合					
	営利を目的とする場合	386,700円	128,900円	128,900円	128,900円	40,280円
	営利を目的としない場合	220,200円	73,400円	73,400円	73,400円	22,940円
	休日等					
	アマチュアスポーツの場合					
	入場料を徴収する場合	162,000円	54,000円	54,000円	54,000円	16,880円
	入場料を徴収しない場合	40,800円	13,600円	13,600円	13,600円	4,250円
アマチュアスポーツ以外の場合						
入場料を徴収する場合	799,500円	266,500円	266,500円	266,500円	83,280円	
入場料を徴収しない場合						
営利を目的とする場合	464,100円	154,700円	154,700円	154,700円	48,340円	
営利を目的としない場合	264,300円	88,100円	88,100円	88,100円	27,530円	
武道施設	平日					
	アマチュアスポーツの場合					
	入場料を徴収する場合	48,000円	16,000円	16,000円	16,000円	5,000円
	入場料を徴収しない場合	15,600円	5,200円	5,200円	5,200円	1,630円
	アマチュアスポーツ以外の場合					

入場料を徴収する場合	147,600円	49,200円	49,200円	49,200円	15,380円
入場料を徴収しない場合					
営利を目的とする場合	88,200円	29,400円	29,400円	29,400円	9,190円
営利を目的としない場合	67,200円	22,400円	22,400円	22,400円	7,000円
休日等					
アマチュアスポーツの場合					
入場料を徴収する場合	57,600円	19,200円	19,200円	19,200円	6,000円
入場料を徴収しない場合	15,600円	5,200円	5,200円	5,200円	1,630円
アマチュアスポーツ以外の場合					
入場料を徴収する場合	177,000円	59,000円	59,000円	59,000円	18,440円
入場料を徴収しない場合					
営利を目的とする場合	105,900円	35,300円	35,300円	35,300円	11,030円
営利を目的としない場合	80,700円	26,900円	26,900円	26,900円	8,410円

備考

- 「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 生徒及び児童がアマチュアスポーツ以外で利用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。
  - 入場料を徴収する場合 この表に定めるアマチュアスポーツの場合における入場料を徴収する場合の区分の使用料の額
  - 入場料を徴収しない場合 この表に定めるアマチュアスポーツの場合における入場料を徴収しない場合の区分の使用料の額
- 準備又は撤去のために利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。
- メインアリーナについては、4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、又は4分の1に区分して利用することができるものとし、この場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額にそれぞれ4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、又は4分の1を乗じて得た額とする。



る。この場合において、乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

- 5 サブアリーナについては、2分の1に区分して利用することができるものとし、この場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。
- 6 武道施設については、3分の2又は3分の1に区分して利用することができるものとし、この場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額にそれぞれ3分の2又は3分の1を乗じて得た額とする。この場合において、乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。
- 7 午前9時前又は午後9時後において利用する場合において、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- 8 サブアリーナ及び武道施設については、1時間を単位として利用することができ、この場合の使用料の額は、1時間につき、この表に定める午前9時から午後9時までの使用料の額（備考5及び備考6に規定する場合の使用料の額を含む。）に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。また、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。この場合において、備考3の規定は適用しない。

(2) 専用利用でない場合

ア 香川県立アリーナ個人利用券を購入して利用する場合

施設の名称	区分	単位	使用料の額
武道施設	一般	1人につき1回	440円
	生徒及び児童	1人につき1回	220円

イ 香川県立アリーナ個人利用回数券を購入して利用する場合

施設の名称	区分	種類	使用料の額
武道施設	一般	440円券(11枚)	4,400円
	生徒及び児童	220円券(11枚)	2,200円

## 2 メインアリーナ交流エリアを専用利用する場合の使用料

区分	単位	使用料の額				
		午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時前又は 午後9時後にお いて利用する場 合1時間につき
平日	1平方メートル当たり	81円	25円	25円	31円	10円
休日等	1平方メートル当たり	97円	30円	30円	37円	12円

### 備考

- 「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 午前9時前又は午後9時後において利用する場合において、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- メインアリーナに係る利用許可を受けた者については、この表に定める使用料を免除する。

## 3 会議室の使用料

施設の名称	区分	単位	使用料の額
第1会議室	午前9時から午後9時までに おいて利用する場合	1時間当たり	1,570円
	午前9時前又は午後9時後 において利用する場合	1時間当たり	1,960円
第2会議室	午前9時から午後9時までに おいて利用する場合	1時間当たり	1,460円
	午前9時前又は午後9時後 において利用する場合	1時間当たり	1,830円
第3会議室	午前9時から午後9時までに おいて利用する場合	1時間当たり	2,350円
	午前9時前又は午後9時後 において利用する場合	1時間当たり	2,940円
第4会議室	午前9時から午後9時までに おいて利用する場合	1時間当たり	3,530円
	午前9時前又は午後9時後 において利用する場合	1時間当たり	4,410円

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

#### 4 トレーニングルームの使用料

##### (1) 専用利用の場合

使用料の額				
午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時前又は 午後9時後にお いて利用する場 合1時間につき
9,450円	3,150円	3,150円	3,150円	980円

備考 午前9時前又は午後9時後において利用する場合において、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

##### (2) 専用利用でない場合

###### ア 香川県立アリーナ個人利用券を購入して利用する場合

区分	単位	使用料の額
一般	1人につき1回	440円
生徒及び児童	1人につき1回	220円

###### イ 香川県立アリーナ個人利用回数券を購入して利用する場合

区分	種類	使用料の額
一般	440円券(11枚)	4,400円
生徒及び児童	220円券(11枚)	2,200円

#### 5 特別観覧室の使用料

施設の名称	時間	使用料の額				
		午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時前又は 午後9時後にお いて利用する場

	区分					合 1 時間につき
第 1 特別観覧室	平日	25,380円	8,460円	8,460円	8,460円	2,640円
	休日等	30,450円	10,150円	10,150円	10,150円	3,170円
第 2 特別観覧室	平日	38,070円	12,690円	12,690円	12,690円	3,970円
	休日等	45,690円	15,230円	15,230円	15,230円	4,760円
第 3 特別観覧室	平日	22,200円	7,400円	7,400円	7,400円	2,310円
	休日等	26,640円	8,880円	8,880円	8,880円	2,780円
第 4 特別観覧室	平日	31,080円	10,360円	10,360円	10,360円	3,240円
	休日等	37,290円	12,430円	12,430円	12,430円	3,880円

備考

- 「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 午前 9 時前又は午後 9 時後において利用する場合において、利用時間が 1 時間未満であるときは 1 時間とし、利用時間に 1 時間未満の端数があるときはその端数を 1 時間とする。

6 控室の使用料

施設の名称	時間 区分	使用料の額				
		午前 9 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時前又は 午後 9 時後にお いて利用する場 合 1 時間につき
第 1 控室	平日	13,620円	4,540円	4,540円	4,540円	1,420円
	休日等	16,350円	5,450円	5,450円	5,450円	1,700円
第 2 控室	平日	7,050円	2,350円	2,350円	2,350円	730円
	休日等	8,460円	2,820円	2,820円	2,820円	880円
第 3 控室	平日	7,140円	2,380円	2,380円	2,380円	740円

	休日等	8,580円	2,860円	2,860円	2,860円	890円
--	-----	--------	--------	--------	--------	------

備考

- 「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 午前9時前又は午後9時後において利用する場合において、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

7 ホワイエを専用利用する場合の使用料

単位	使用料の額				
	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時前又は 午後9時後にお いて利用する場 合1時間につき
1平方メートル当たり	75円	25円	25円	25円	7円

備考 午前9時前又は午後9時後において利用する場合において、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

8 駐車場及び駐輪場の使用料

施設の名称	区分	単位	使用料の額
駐車場	2時間以内	1台につき20分までごと	20分までごとに100円
	2時間を超え6時間以内	1台につき	600円に2時間を超える30分までごとに100円を加えた額
	6時間を超え12時間以内	1台につき	1,400円
	12時間を超え16時間以内	1台につき	1,400円に12時間を超える30分までごとに100円を加えた額
	16時間を超え24時間以内	1台につき	2,200円
駐輪場	原動機付自転車 自動二輪車	1台につき1回当たり	200円
	自転車	1台につき1回当たり	100円

備考

- 1 駐車場を24時間を超えて利用する場合の使用料の額は、1台につき駐車時間24時間ごとに2,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは、当該端数についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とする。
- 2 メインアリーナ、サブアリーナ又は武道施設（いずれも全面利用の場合に限る。）に係る利用許可を受けた者が6時間を超えて駐車場を利用する場合は、駐車場の全部又は一部を専用利用できるものとし、この場合の使用料の額は、駐車区画1台につきこの表に定める使用料の額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

別表第2（第8条、第16条関係）

1 空調設備の使用料

施設の名称	区分	単位	使用料の額
メインアリーナ	アリーナ面	1時間当たり	6,870円
	観客席	1時間当たり	6,650円
	交流エリア	1時間当たり	7,850円
サブアリーナ	アリーナ面	1時間当たり	3,910円
	観客席（交流エリアを含む。）	1時間当たり	4,970円
武道施設	全部利用	1時間当たり	1,790円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- 2 空調設備を分割して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額にその利用割合を乗じた得た額とする。この場合において、乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

2 照明設備の使用料

施設の名称	単位	使用料の額
メインアリーナ	1時間当たり	2,030円
サブアリーナ	1時間当たり	340円
武道施設	1時間当たり	270円

備考

- 1 この表は、照明設備を1,000ルクスを超えた照度で利用する場合について適用する。
- 2 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- 3 電気特別使用料、水道特別使用料

区分	単位	使用料の額
電気特別料金	使用量1キロワット時当たり	40円
水道特別料金	使用量1立方メートル当たり	399円

備考

- 1 電気の使用量に1キロワット時未満の端数があるときはその端数を1キロワット時とし、その使用量が1キロワット時未満であるときはこれを1キロワット時とする。
- 2 水道の使用量に1立方メートル未満の端数があるときはその端数を1立方メートルとし、その使用量が1立方メートル未満であるときはこれを1立方メートルとする。

第1号様式（第5条関係）

香川県立アリーナ利用申請書				
香川県教育委員会 殿		年 月 日		
		申込者 住 所		
		氏 名		
		〔団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕		
		電話番号（ ） —		
香川県立アリーナ規則第5条第1項の規定により、次のとおり利用したいので申請します。				
行 事 等 の 名 称				
利 用 の 目 的				
※ 利 用 区 分		アマチュアスポーツ：入場料（有・無） 上記以外：入場料（有・無（営利・営利目的以外）） 一般・生徒及び児童		
利 用 期 間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
内 訳	準 備 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	開 催 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	撤 去 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
入 場 予 定 者 数		延 人、1日最大 人（月日）、最少 人（月日）		
※利 用 施 設		メ イ ン ア リ ー ナ	全面 ・ 3/4 ・ 2/3 1/2 ・ 1/3 ・ 1/4	
		サ ブ ア リ ー ナ	全面 ・ 1/2	
		武 道 施 設	全面 ・ 2/3 ・ 1/3	
		メ イ ン ア リ ー ナ 交 流 エ リ ア	( ) m <sup>2</sup>	
		会 議 室	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	
		附 属 施 設	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	全面
			特 別 観 覧 室	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
			控 室	1 ・ 2 ・ 3
ホ ワ イ エ	( ) m <sup>2</sup>			
駐 車 場	( ) 区画			
※空調設備		全部 ・ 部分 ( )		
※照明設備（1,000ルクス超）の利用		( ) ルクス		
※電気、水道の使用		電 気 ・ 水 道		
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 ( ) —	※事前公表の可否	可・否	

注 ※印欄は、該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。



付表 1

## 利 用 日 程

施設		月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
メインアリーナ	全面																		
サブアリーナ	全面																		
武道施設	全面																		
交流エリア メインアリーナ																			
会議室	1																		
	2																		
	3																		
	4																		

注 1 午前とは午前9時から午後1時まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後9時までをいいます。

2 該当するところに利用日と○印を記入してください。ただし、準備又は撤去のために利用する場合は、△印を記入してください。

3 区分利用する場合は、区分利用の割合を記載し、区分利用毎に記入してください。

付表2

## 利 用 日 程

施 設		月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
トレーニングルーム																			
特 別 観 覧 室	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
控 室	1																		
	2																		
	3																		
ホワイエ																			
駐 車 場																			
空メ イ 調 ン ア 設 リ ー 備 ナ	全 部																		
	アリーナ面																		
	観 客 席																		
	交 流 エ リ ア																		
空サ ブ 調 ア 設 リ ー 備 ナ	全 部																		
	アリーナ面																		
	観 客 席 交 流 エ リ ア																		
空武 調道 設 施 備 設	全 部																		
照 明																			

注 1 午前とは午前9時から午後1時まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後9時までをいいます。

2 該当するところに利用日と○印を記入してください。

3 区分利用する場合は、区分利用の割合を記載し、区分利用毎に記入してください。

第2号様式（第6条関係）

香川県立アリーナ利用変更申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申込者 住 所  
氏 名

〔 団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号（ ） —

年 月 日付けで許可のあった香川県立アリーナの利用について、次のとおり変更したいので申し込みます。

変 更 の 理 由			
変 更 後 の 内 容	行事等の名称		
	※利用区分	アマチュアスポーツ：入場料（有・無）	
		上記以外：入場料（有・無（営利・営利目的以外））	
		一般・生徒及び児童	
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	内 訳	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
		開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
		撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）	
	※利用施設	メインアリーナ	全面 ・ 3/4 ・ 2/3 1/2 ・ 1/3 ・ 1/4
		サブアリーナ	全面 ・ 1/2
		武道施設	全面 ・ 2/3 ・ 1/3
		メインアリーナ 交流エリア	( ) m <sup>2</sup>
		会議室	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
附属施設		トレーニングルーム	全面
		特別観覧室	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
		控室	1 ・ 2 ・ 3
	ホワイエ	( ) m <sup>2</sup>	
	駐車場	( ) 区画	
※空調設備	全部 ・ 部分 ( )		
※照明設備（1,000ルクス超）の利用	( ) ルクス		
※電気、水道の使用	電気 ・ 水道		

担当者	所属 役職 氏名 連絡先 ( ) —	※事前公表の可否	可・否
-----	-----------------------	----------	-----

- 注 1 ※印欄は、該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。  
 2 利用日程又は利用する附属設備を変更する場合には、その変更内容に応じて、それぞれ第1号様式付表1、付表2を添付してください。

第3号様式（第7条関係）

香川県立アリーナ利用中止届		年 月 日	
香川県教育委員会 殿		届出者 住 所 氏 名 〔団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕 電話番号（ ） —	
年 月 日付けで許可のあった香川県立アリーナの利用の全部又は一部について、 次のとおり中止したいので届け出ます。			
許 可 済 の 内 容	行事等の名称		
	利 用 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	※利用施設	メ イ ン ア リ ー ナ	全面 ・ 3/4 ・ 2/3 1/2 ・ 1/3 ・ 1/4
		サ ブ ア リ ー ナ	全面 ・ 1/2
		武 道 施 設	全面 ・ 2/3 ・ 1/3
		メ イ ン ア リ ー ナ 交 流 エ リ ア	( ) m <sup>2</sup>
		会 議 室	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
		附 属 設	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム
	特 別 観 覧 室		1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
	控 室		1 ・ 2 ・ 3
ホ ワ イ エ	( ) m <sup>2</sup>		
駐 車 場	( ) 区画		
中 止 の 理 由			
一 部 中 止 と な る 利 用 施 設 等 の 内 容			

注 ※印欄は、該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。